

# 復興施策の事業計画（新地町）

## 海岸対策

### ① 海岸の状況

|                |        |
|----------------|--------|
| 町内の地区海岸数       | 7 地区海岸 |
| 被災した地区海岸数      | 6 地区海岸 |
| 応急対策を実施した地区海岸数 | 4 地区海岸 |
| 本復旧を実施する地区海岸数  | 6 地区海岸 |

### ② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表<sup>※</sup>。

新地海岸・相馬海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

### ④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定<sup>※</sup>した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

### ⑤ 平成24年度の成果目標

- ・4地区海岸において、本復旧工事の着工<sup>※</sup>を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

## 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系三滝川水系など<sup>※1</sup>の県管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、16箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊

急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った2箇所着手。うち、1箇所完了。

なお、新地町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

② 平成24年度に、新たに8箇所本復旧に着手予定（累計10箇所）。

また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所（累計2箇所）、さらに、平成24年度内に8箇所（累計10箇所）で本復旧完了予定。

残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

③ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（16箇所）で災害査定を完了
- ・ 2箇所本復旧に着手
- ・ 1箇所本復旧を完了

④ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、8箇所本復旧に着手予定（累計10箇所）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り  
出水期（6月頃～）まで：1箇所（累計2箇所）  
平成24年度末まで：8箇所（累計10箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

## 復興住宅（災害公営住宅）

① 地区名：（仮称）愛宕第二、原、作田、雀塚

② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③ 平成24年度の成果目標

用地取得、設計、工事を順次行う。

## 復興まちづくり

### 【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし  
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：作田地区外 4 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

### 【土地区画整理】

- ① 区名：中島地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
測量、基本設計他を行う。

## 土砂災害対策

- ① 平成 23 年 8 月末までに、町内約 10 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、1 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ② 最大震度 6 強を観測した新地町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成 24 年 3 月に通常基準への引き上げを実施。

# 復興施策の事業計画（相馬市）

## 海岸対策

### ① 海岸の状況

|                |        |
|----------------|--------|
| 市内の地区海岸数       | 9 地区海岸 |
| 被災した地区海岸数      | 9 地区海岸 |
| 応急対策を実施した地区海岸数 | 4 地区海岸 |
| 本復旧を実施する地区海岸数  | 9 地区海岸 |

### ② 堤防高

10月8日に堤防高を公表<sup>※</sup>。

新地海岸・相馬海岸① : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

相馬海岸② : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

鹿島海岸 : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、集団防災移転、防災林等他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

### ④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定<sup>※1</sup>した。

・3地区海岸において、本復旧工事に着工<sup>※2</sup>した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑤ 平成24年度の成果目標

・8地区海岸において、本復旧工事の着工<sup>※</sup>を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

### ⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

## 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系日下石川水系など<sup>※1</sup>の県管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、16箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を予定。  
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所<sup>※2</sup>で着手。うち、2箇所<sup>※2</sup>で完了。  
なお、相馬市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に、新たに3箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手予定（累計6箇所<sup>※2</sup>）。  
また、平成24年度内に3箇所<sup>※2</sup>（累計5箇所<sup>※2</sup>）で本復旧完了予定。  
残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）  
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
  - ・ 全箇所（16箇所）で災害査定を完了
  - ・ 3箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手
  - ・ 2箇所<sup>※2</sup>で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
  - ・ 新たに、3箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手予定（累計6箇所<sup>※2</sup>）。
  - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り  
平成24年度末まで : 3箇所（累計5箇所<sup>※2</sup>）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

## 下水道

- ① 箇所名：相馬市下水処理場（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果  
平成23年11月に、一部通常処理を開始。
- ③ 平成24年度の成果目標  
平成24年6月までに、全て簡易処理（沈殿＋消毒）から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

## 復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：馬場野、明神前、原釜、磯部、細田
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
用地取得、設計、工事を順次行う。

## 復興まちづくり

### 【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし  
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：細田地区外 7 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得等を

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

### 【土地区画整理】

- ① 地区名：中島地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
測量、基本設計他を行う。

# 復興施策の事業計画（南相馬市）

## 海岸対策

### ① 海岸の状況※

|                |         |
|----------------|---------|
| 市内の地区海岸数       | 20 地区海岸 |
| 被災した地区海岸数      | 7 地区海岸  |
| 応急対策を実施した地区海岸数 | 4 地区海岸  |
| 本復旧を実施する地区海岸数  | 7 地区海岸  |

※ 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内）を除く。今後の調査により、地区海岸数が増加する見込み。

### ② 堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※。

鹿島海岸 : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

原町海岸・小高海岸 : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 12 月までに策定済み。これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、集団防災移転、防災林等他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

### ④ 平成 23 年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・ 全ての被災した地区海岸において、平成 23 年 12 月までに復旧する施設の概要計画を策定※<sup>1</sup>した。
- ・ 2 地区海岸において、本復旧工事に着工※<sup>2</sup>した。

※<sup>1</sup> 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※<sup>2</sup> 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑤ 平成 24 年度の成果目標

- ・ 6 地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成 23 年度に着工した地区海岸を含む。

### ⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・ 復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル 2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

## 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系新田川水系など<sup>※1</sup>の県管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、25箇所<sup>※3</sup>で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。  
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った13箇所着手。うち、6箇所完了。  
なお、南相馬市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に、新たに9箇所本復旧に着手予定（累計22箇所）。  
また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所（累計7箇所）、さらに、平成24年度内に13箇所（累計20箇所）で本復旧完了予定。  
残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね4年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）  
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
  - ・全箇所（25箇所）で災害査定を完了
  - ・13箇所本復旧に着手
  - ・6箇所本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
  - ・新たに、9箇所本復旧に着手予定（累計22箇所）。
  - ・本復旧の完了予定は、以下の通り  
出水期（6月頃～）まで：1箇所（累計7箇所）  
平成24年度末まで：13箇所（累計20箇所）

※1 位置図を参照

※2 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。

※3 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

## 復興住宅（災害公営住宅）

- ① 区名：鹿島、原町、小高
- ② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に



順次着手していく予定。

- ③ 平成 24 年度の成果目標  
用地取得、設計、工事を順次行う。

## 復興まちづくり

### 【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし  
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：鹿島区南海老地区外 7 地区、  
原町区金沢地区外 9 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得及び住宅団地整備を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

# 復興施策の事業計画（広野町）

## 海岸対策

### ① 海岸の状況※

|                |        |
|----------------|--------|
| 町内の地区海岸数       | 6 地区海岸 |
| 被災した地区海岸数      | 5 地区海岸 |
| 応急対策を実施した地区海岸数 | 1 地区海岸 |
| 本復旧を実施する地区海岸数  | 5 地区海岸 |

※ 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内）を除く。今後の調査により、地区海岸数が増加する見込み。

### ② 堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※。

広野海岸 : T.P. 8.7m（対象津波：明治三陸地震タイプ）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 11 月までに策定済み。これに基づく本復旧工事の実施については、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

### ④ 成果目標 平成 23 年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・ 全ての被災した地区海岸において、平成 23 年 11 月までに復旧する施設の概要計画を策定※<sup>1</sup>した。
- ・ 2 地区海岸において、本復旧工事に着工※<sup>2</sup>した。

※<sup>1</sup> 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※<sup>2</sup> 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑤ 平成 24 年度の成果目標

- ・ 5 地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成 23 年度に着工した地区海岸を含む。

### ⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・ 復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル 2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

## 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系北迫川水系など<sup>※1</sup>の県管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、6箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を予定。  
なお、広野町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度は、他事業との調整、地元住民との調整等を実施し、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）  
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
  - ・全箇所（6箇所）で災害査定を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
  - ・平成25年度に本復旧に着手できるよう、他事業との調整、地元住民との調整等を実施

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

## 下水道

- ① 箇所名：広野浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果  
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標  
平成24年7月から順次簡易処理から通常処理へ移行し、12月に復旧を完了予定。

## 復興まちづくり

### 【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし  
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：下北迫字苗代替外 1 地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

## 土砂災害対策

- ① 平成 23 年 8 月末までに、町内約 30 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 5 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ② 最大震度 6 弱を観測した広野町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成 24 年 3 月に通常基準への引き上げを実施。

# 復興施策の事業計画（いわき市）

## 海岸対策

### ① 海岸の状況

|                |        |
|----------------|--------|
| 市内の地区海岸数       | 34地区海岸 |
| 被災した地区海岸数      | 29地区海岸 |
| 応急対策を実施した地区海岸数 | 7地区海岸  |
| 本復旧を実施する地区海岸数  | 29地区海岸 |

### ② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表<sup>※</sup>。

広野海岸 : T.P. 8.7m (対象津波：明治三陸タイプ地震)

久之浜海岸 : T.P. 7.2m (対象：高潮)

四倉海岸・平海岸① : T.P. 7.2m (対象：高潮)

平海岸②・磐城海岸① : T.P. 7.2m (対象：高潮)

磐城海岸② : T.P. 7.2m (対象：高潮)

勿来海岸 : T.P. 7.2m (対象：高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

### ④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定<sup>※1</sup>した。

・3地区海岸において、本復旧工事に着工<sup>※2</sup>した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑤ 平成24年度の成果目標

・14地区海岸において、本復旧工事の着工<sup>※</sup>を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

### ⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

## 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系夏井川水系など<sup>※1</sup>の県・市管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、85箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。  
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った30箇所<sup>※2</sup>で着手。うち、13箇所<sup>※2</sup>で完了。
- ② 平成24年度に、新たに25箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手予定（累計55箇所<sup>※2</sup>）。  
また、平成24年出水期（6月頃～）までに7箇所<sup>※2</sup>（累計20箇所<sup>※2</sup>）、さらに、平成24年度内に34箇所<sup>※2</sup>（累計54箇所<sup>※2</sup>）で本復旧完了予定。  
残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）  
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
  - ・ 全箇所（85箇所<sup>※2</sup>）で災害査定を完了
  - ・ 30箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手
  - ・ 13箇所<sup>※2</sup>で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
  - ・ 新たに、25箇所<sup>※2</sup>で本復旧に着手予定（累計55箇所<sup>※2</sup>）。
  - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
    - 出水期（6月頃～）まで：7箇所（累計20箇所<sup>※2</sup>）
    - 平成24年度末まで：34箇所（累計54箇所<sup>※2</sup>）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

## 復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：久之浜、平地区薄磯、平地区豊間、四倉地区上仁井田、平地区沼の内
- ② 平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成24年度の成果目標

用地取得、造成（設計、工事）、建築設計を順次行う。

## 復興まちづくり

### 【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし  
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：末続地区外2地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標  
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

### 【土地区画整理事業】

- ① 地区名：久之浜地区久之浜、平地区豊間・薄磯、小名浜地区、勿来地区小浜・岩間
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から事業計画案作成に向けた調査等を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標  
用地取得、測量、詳細設計、建物調査、補償等を行う。

### 【造成宅地滑動崩落緊急対策】

- ① 地区名：常磐西郷町忠多地区、泉もえぎ台地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の実施設計のための調査・測量・設計を開始。平成24年度から工事に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標  
滑動崩落防止のための工事を行う。

## 土砂災害対策

- ① 箇所名：上ノ台地区※①、駒谷地区※②、寺前地区※③、原木田地区※④、岸前地区※⑤、北口地区※⑥、堂田1号地区※⑦、江名口地区※⑧、石畑地区※⑨
- ② 平成23年8月末までに、市内約1,500箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約70箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ③ これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている上ノ台地区、駒谷地区、寺前地区、原木田地区、岸前地区、北口地区、堂田1号地区、江名口地区、石畑地区の主な緊急的な土砂災害対策について、平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。
- ④ 最大震度6弱を観測したいわき市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準の6割から通常基準の8割に引き上げを実施。
- ⑤ 平成23年度における成果  
崩壊が発生した上ノ台地区、駒谷地区、寺前地区の緊急的な土砂災害対策に着手
- ⑥ 平成24年度の成果目標  
○上ノ台地区、駒谷地区、寺前地区、原木田地区、岸前地区、北口地区、堂田1号地区、江名口地区、石畑地区  
主な緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

※位置図を参照



## 復興施策の事業計画（西郷村）

### 復興まちづくり

#### 【造成宅地滑動崩落緊急対策】

- ① 地区名：東高山ニュータウン地区、甲子ガーデン1地区、甲子ガーデン2地区、勝負沢団地地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の調査・測量・設計を開始。実施設計が完了した地区より随時工事に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標  
滑動崩落防止のための工事を行う。